

令和7年度 分譲マンション共用部分 バリアフリー化助成事業 申請案内

I 助成対象者

尼崎市内に存する1棟につき21戸以上の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築(※)されたもので51戸以上のもの、及び平成14年10月1日以降に建築されたものを除く。)の管理組合。

ただし、複数棟で構成される管理組合で、合計戸数が21戸以上となり、各棟を一体的に工事する場合は助成対象の管理組合となります。

※建築確認申請の受理日

II 助成対象工事

次ページの「助成対象工事表」に掲げる分譲マンションの共用部分におけるバリアフリー化工事(原則として福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準(7、8ページ)を満たす必要があります)。

※令和8年1月30日(金)までに工事完了報告書等を提出する必要があります。

※事業実施を予定されている場合は、事前に下記尼崎市住宅政策課に連絡し、工事内容等の打ち合わせを行って下さい。

III 助成金額

助成対象工事費の合計による定額制。(助成限度額30万円)

助成対象工事費	助成額
75千円以上 150千円未満	40千円
150千円以上 300千円未満	75千円
300千円以上 600千円未満	150千円
600千円以上 900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

IV 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和7年12月12日（金）まで

※工事契約の前に申請してください。既に着工した工事は、助成対象外です。

※申請期間内であっても、予算の範囲を超えれば受付を終了します。

V 申請先（お問い合わせ先）

尼崎市役所 住宅政策課（北館5階東側）

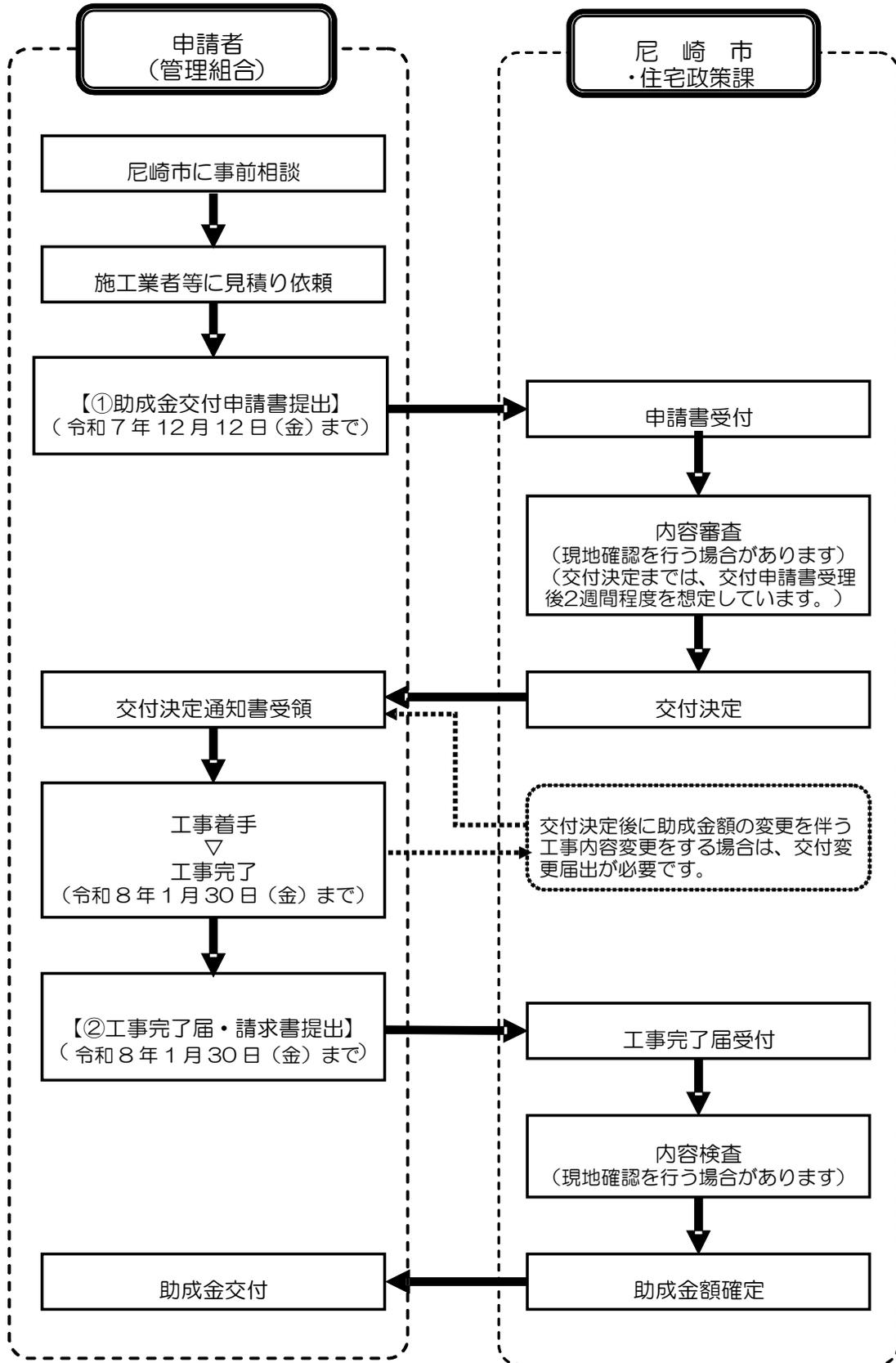
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（電話 06-6489-6608）

助成対象工事表

改造箇所	工事の内容	種別	
		必須	選択
外部出入口	出入口の開口幅を確保するための工事 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○	○
敷地内通路	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○
床 面	ノンスリップ化	○	
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○
階 段	手すりの設置 蹴込み板及び滑り止めの設置 その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○

- ※ 上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとします。福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の抜粋版は7、8ページをご確認願います。
- ※ 上記各改造箇所（5区分）において、1箇所（1区分）以上の改修を行う必要があります。その際に、改造箇所毎の必須工事の全てを実施する必要がありますが、必須工事の一部が既に施行済みである場合は、その限りではありません。
- ※ 各改造箇所のうち、選択工事のみを行う場合は助成対象になりません。
- ※ 申請前に既に着工している工事は、助成の対象になりません。
- ※ 令和8年1月30日（金）までに工事完了報告書等を提出する必要があります。
- ※ 建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。）の変更を伴わないものに限りします。
- ※ 助成を受けた棟において、再度当該事業による助成を受けることはできません。
- ※ 他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできません。

事業の流れ図



VI 提出書類

助成を申請する時や工事が完了した時は、次の書類を提出してください。訂正印に使用しますので、印鑑のご持参もお願いします。また、次の書類以外にも、尼崎市が追加で資料の提出を求める場合があります。

【①助成金交付申請書提出】

(1) 助成金交付申請書（市指定様式）

- ・施工業者等が代理申請する場合は、別途委任状（任意書式）が必要です。

(2) 工事計画書（市指定様式）

(3) 助成事業に要する費用の見積書

- ・見積書は、業者名、代表者名、住所等が記載され、押印したものを提出してください。
- ・見積書は、対象工事箇所ごとの金額がわかるように記入してください。

(4) 建築年月日、戸数を証する書類

- ・建築年月日、戸数を確認できる、パンフレット等の写しを提出して下さい。

(5) 助成事業の着手前の状況を示す写真

- ・着手前に住宅の全景及び助成対象工事箇所ごとに写真を撮影してください。
- ・複数の助成対象工事を行う場合は、助成対象工事ごとに綴ってください。

(6) 助成事業の計画図面

- ・7、8 ページの下線が引かれている数値基準を満たしていることが確認できるように、計画図面（平面図等）内に、その数値を記載して下さい。

【②工事完了届・請求書提出】

(1) 工事完了届（市指定様式）

(2) 助成事業に係る工事請負契約書（請書）及び領収書の写し

- ・領収書は、対象工事ごとの金額がわかるように、金額明細書も添付して下さい。

(3) 工事完了後の写真

- ・工事前後の状態がわかるよう、できるだけ工事前と同一アングルで撮影してください。

(4) 助成金交付請求書（市指定様式）

Ⅶ 助成金の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、助成金の取り消しや返還を求められますのでご了承ください。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (3) 市長が相当と認める事由があったとき。

Ⅷ その他の注意事項

(1) 途中で工事内容を変更する場合

交付決定後に助成対象工事を追加したいときや助成対象工事を取りやめたいときは、変更交付申請が必要です。助成対象工事を追加する場合も変更申請の交付決定後でなければ助成の対象となりませんのでご注意ください。

また、予算が上限に達していれば、変更申請を受け付けない場合もあります。工事内容を変更しようとする場合は、事前にご相談ください。

(2) 申請した内容と工事完了後の内容が異なっていた場合

本助成事業は、事前に助成対象となる工事であるかどうかを計画図面等で審査し、工事完了後にその内容を確認した上で助成金を交付するものです。このため、工事完了後の検査で、申請内容と異なっていることが確認された場合等には、助成金を減額等する場合があります。

福祉のまちづくり条例整備基準（施行規則別表第3関連部分を抜粋）

改造箇所	整備基準
外部出入口等	<p>（傾斜路及び手すり）</p> <p>①傾斜路の表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>②その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>③有効幅員は、階段に代わるものにあつては <u>120cm以上</u>、階段を併設するものにあつては <u>90cm以上</u> であること。</p> <p>④勾配は <u>12分の1を超えない</u> ものであること、ただし高低差が <u>16cm以下</u> の場合にあつては、<u>8分の1を超えない</u> ものであること。</p> <p>⑤勾配が <u>20分の1</u> を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は <u>5cm以上</u> の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>⑥高低差が <u>75cmを超えるもの</u>（勾配が <u>20分の1</u> を超えるものに限る）にあつては、高低差 <u>75cm以内</u> ごとに踏幅が <u>150cm以上</u> の踊場を設けるものであること。</p> <p>⑦排水溝を設ける場合にあつては、次のア及びイに該当する溝ぶたを設けるものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>⑧勾配が <u>20分の1</u> を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ <u>75cmから85cmまで</u> を標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>（外部出入口）</p> <p>①有効幅員は、<u>80cm以上</u> であること。</p> <p>②戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>③戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。</p> <p>④戸の前後に高低差を設けないものであること。</p>
床 面	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。

改造箇所	整備基準
廊下等	<p>(傾斜路及び手すり)</p> <p>①傾斜路の表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。</p> <p>②その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>③有効幅員は、階段に代わるものにあつては <u>120cm以上</u>、階段を併設するものにあつては、<u>90cm以上</u>であること。</p> <p>④勾配は <u>12分の1を超えない</u>ものであること、ただし高低差が <u>16cm以下</u>の場合にあつては、<u>8分の1を超えない</u>ものであること。</p> <p>⑤勾配が <u>20分の1</u>を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は <u>5cm以上</u>の立ち上がりを設けるものであること。</p> <p>⑥高低差が <u>75cmを超える</u>ものにあつては、高低差 <u>75cm以内</u>ごとに踏幅が <u>150cm以上</u>の踊場を設けるものであること。</p> <p>⑦勾配が <u>20分の1</u>を超え、又は高さが <u>16cmを超える</u>傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ <u>75cmから85cmまで</u>を標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p>
階 段	<p>①踊場を含め、側面の高さ <u>75cmから85cmまで</u>を標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。</p> <p>②踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。</p> <p>③段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。</p> <p>④蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。</p>